

内部統制制度の概要

I. 制度導入の必要性と実施の効果

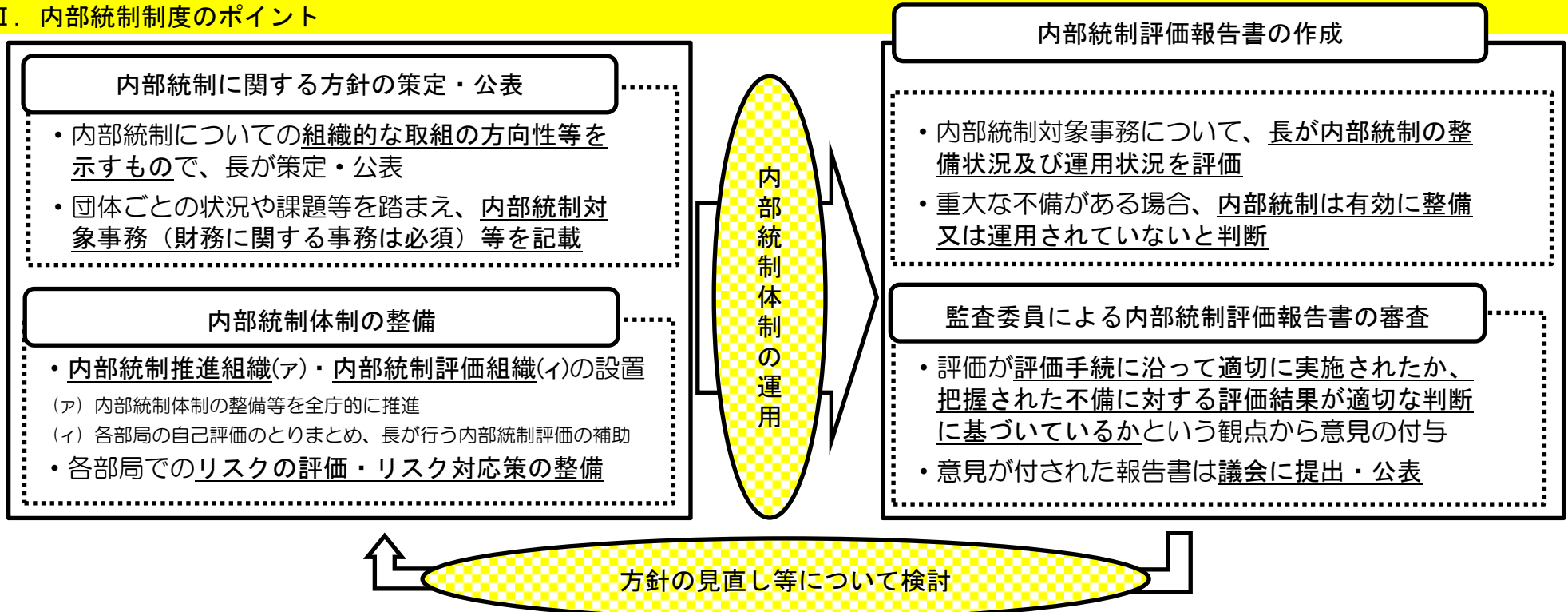
<地方公共団体における内部統制制度導入の必要性>

- ・人口減少社会においても行政サービスを提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立する必要。
⇒地方自治法改正、内部統制制度を導入（平成32年4月施行 都道府県・指定都市：義務付け）

<内部統制制度導入・実施の効果>

- ・地方公共団体は、組織として、予めリスクがあることを前提として、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行。
⇒・長によるマネジメントの強化により、政策的な課題に対して重点的に資源を投入することが可能
 - ・業務の効率的・効果的な達成により、職員にとって安心して働きやすい魅力的な職場環境が実現
 - ・住民は信頼に足る行政サービスを享受

II. 内部統制制度のポイント



内部統制制度の導入に向けた想定スケジュール（案）

平成 31 年 4 ~ 6 月

内部統制推進体制の整備

- ◇内部統制推進本部会議（仮称）などの推進組織の立ち上げ
- ◇「試行」に向けた準備（統制対象リスクの整理、体制整備など）

平成 31 年 7 月 ~ 32 年 2 月

試行

- ◇リスク評価シートの作成（7 ~ 10 月）
 - ・リスクの識別、リスクの評価、対応策の整備
- ◇統制活動（31 年 11 月 ~ 32 年 2 月）
- ◇自己評価（32 年 1 ~ 2 月）
- ◇リスク評価シート（本格施行時用）の修正（32 年 3 月 ~）

平成 32 年 4 月 ~

内部統制制度の本格施行